

梅ヶ枝中央会計

専業主婦のパート・雇用の留意点

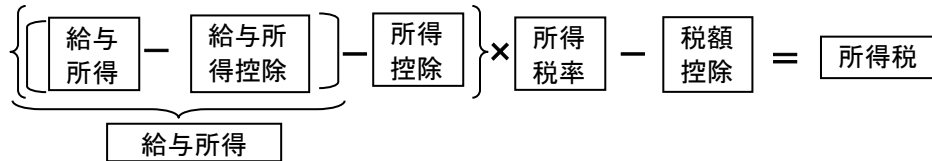
Q 私が独立するにあたり(株式会社を設立)、妻がパートを検討しています。パート収入上の留意点は？

A パート収入が100万円、103万円、130万円を境に税金・社会保険等の取扱いが異なります。

大別して所得税・住民税・社会保険料の理解が必要となります。

1. 所得税の理解

収入は給与所得(パート収入を含む)のみとした場合、所得税は、以下の過程で算定され、一定の場合確定申告が必要となります。



●給与所得控除

給与等の収入金額		給与所得控除額	
650,000 円まで		全額	
650,000 円超	1,625,000 円以下	65万円	
1,625,000 円超	1,800,000 円以下	収入金額 × 40%	
1,800,000 円超	3,600,000 円以下	収入金額 × 30% + 18万円	
以下略			

●所得控除…生命保険料控除、配偶者控除等の他、**基礎控除 38万円**

●所得税率

課税総合所得金額等 A		税額の速算式	
195 万円以下	A × 5%	-	
195 超 330 万円以下	A × 10%	- 97,500 円	
以下略			

●税額控除…住宅借入等特別税額控除等

●所得税の確定申告

(給与所得 - 所得控除) × 所得税率 > 税額控除の場合、必要。すなわち、税額控除が 0 の場合、所得税が発生する限り確定申告が必要。

⇒ **給与所得が 103万円** (**給与所得控除 65万円 + 基礎控除 38万円**) 以下であれば、所得税は 0 であり、確定申告不要。

2. 住民税の理解(大阪府市の場合)

前年の**所得**に応じて、納税が必要(均等割 5 千円、所得割 10%)。



(大阪市 HP より)

収入は給与所得(パート収入を含む)のみとした場合、(イ)所得控除額の基礎控除が **33万円**であること等のため、所得税の 38万円と異なる結果、**給与所得が 100万円超**の場合、所得税の確定申告が不要(100万円~103万円)でも、住民税の納税が必要となります。

3. 社会保険料の理解

全国健康保険協会(協会健保)に本人が加入しており(被保険者)、**被扶養**に該当する条件として、**年間収入 130万円未満**(60 未満の場合)等の収入要件がありません。

また、協会健保に加入している企業で、パートをしている場合、事業所と**常用的使用関係**にある場合は、被保険者となります。常用的使用関係にあるかどうかは、労働日数、労働時間、就労形態、勤務内容等から総合的に判断されます。

労働時間と労働日数がそれぞれ**一般社員の 4分の3以上**であるときは、**原則として被保険者**とされます。

ただし、この基準は一つの目安であり、これに該当しない場合であっても就労形態や勤務内容等から常用的使用関係にあると認められる場合は、被保険者とされます。

(日本年金機構 HP より抜粋)